

第4期中期目標期間における 大学機能強化のための自己点検・評価に関する実施要領

令和4年11月8日
大学評価委員会決定
令和5年11月8日
一部改訂

担当理事を主体とする関係委員会等（以下「実施主体」という。）による自己点検・評価の実施については、「第4期中期目標期間における大学機能強化のための自己点検・評価に関する基本方針（令和3年12月21日教育研究評議会）」に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

実施主体による自己点検・評価の実施方法

1) 1～3年目終了時及び5年目終了時

中期計画・年度プランの実施主体は、自己点検・評価の実施基準日（各年度3月31日時点）における中期計画及び年度プランの実施状況について十分な検証を行い、課題や改善点等がある場合はその解決に向けた新たな方策を次年度以降の年度プランに盛り込むこととする。各実施主体は、自己点検・評価の結果について執行部へ報告する。

また、総長・理事から、将来構想の共創・協働制度による対話等により明らかになった大学として解決すべき重要課題等の提示があった実施主体は、自己点検・評価の実施時において、この解決方策を盛り込んだ次年度以降の年度プランも併せて執行部へ報告するものとする。

なお、4年目終了時の国立大学法人評価が第4期中期目標期間の実質上の評価となることが想定される。そのため、3年目終了時の自己点検・評価は、中期計画を確実に達成する観点から、達成状況を厳密に確認することとする。

2) 4年目（令和7年度）終了時

各実施主体は、中期計画について自己点検・評価を実施のうえ、原則として、文部科学省等が別に定める様式を作成し執行部へ報告する。

ただし、執行部からの重要課題等の提示等があった場合や実施主体が自らの判断により令和8年度以降の年度プランを修正する場合、各実施主体は令和7年度プランに係る自己点検・評価を実施のうえ、修正版の年度プランについても併せて執行部へ報告するものとする。

3) 6年目（令和9年度）終了時

各実施主体は、中期計画について自己点検・評価を実施のうえ、文部科学省等が別に定める様式を作成し執行部へ報告する。

実施主体から執行部への報告

各実施主体が、自己点検・評価の結果について執行部へ報告する項目は以下のとおりとする。

1) 1～3年目終了時及び5年目終了時

○各年度3月31日時点の年度プランに係る自己評定及び進捗状況

※年度プランの自己点検・評価に係る評定は以下のとおり4段階とする。

- | | |
|----|---------------------|
| 評定 | IV. プランを上回って実施している |
| | III. プランを十分に実施している |
| | II. プランを十分には実施していない |
| | I. プランを実施していない |

※年度末時点における当初計画の成果（目標値）の実績の集計に時間を要する場合は暫定値で報告するものとする。

○修正後の年度プランと成果（目標値）（年度プランの修正がある場合のみ）

○各年度3月31日時点の中期計画に係る評価指標の自己評定及び進捗状況

※評価指標の自己点検・評価に係る評定は以下のとおり3段階とする。

- | | |
|----|--------------------------|
| 評定 | iii. 達成水準を大きく上回ることが見込まれる |
| | ii. 達成水準を満たすことが見込まれる |
| | i. 達成水準を満たさないことが見込まれる |

※年度末時点における評価指標の成果（実績値）・累計値の集計に時間を要する場合は暫定値で報告するものとする。

2) 4年目終了時

○文部科学省等が指定する項目

○修正後の年度プランと成果（目標値）（年度プランの修正がある場合のみ）

3) 6年目終了時

○文部科学省等が指定する項目

根拠資料等の保存

1) 4年目終了時及び6年目終了時の国立大学法人評価に向けた根拠資料の保存

各実施主体が実施した自己点検・評価は、4年目終了時及び6年目終了時に国立大学法人評価委員会へ提出する業務実績報告書等を作成する根拠となる。各実施主体は、4年目終了時及び6年目終了時に自らが業務実績報告書等の原案を作成することを念頭に置き、自己点検・評価に係る執行部への報告の他、根拠資料を十分かつ適切に蓄積することに留意する。

なお、これらの根拠資料は毎年度の自己点検・評価を執行部に報告する際に併せて提出するものとする。

2) 自己点検・評価の結果を執行部が確認する際に使用する参考資料

各実施主体が実施した自己点検・評価の結果を執行部が確認する際は、可能な限り進捗状況の報告文章から理解できるよう努めるものとする。

ただし、執行部による参考資料の確認が必要な場合、中期計画・年度プランの具体的な実施状況を示す根拠として最低限度必要な資料を精選することとする。この場合、以下のとおり取組の記述内容と参考資料との対応関係を整理し、執行部が自己点検・評価の結果を確認する際に分かりやすいよう工夫を行う。

例：記述内容に「〇〇の取組を行い（資料1）、△△の成果を得た。（資料2）」と記載した際は、参考資料のファイル名を「（資料1）〇〇の取組の概要について」「（資料2）取組実施後の△△の成果について」とした上で添付。

その他

各実施主体から報告があった自己点検・評価の内容は、実施主体間で共有する。